

## 茨木市告示第349号

### 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者から意見が述べられた。同条第3項の規定により、次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 （仮称）ラ・ムー茨木彩都店  
所在地 茨木市彩都やまぶき二丁目12番の一部及び13番
- 2 設置者名 大黒天物産株式会社
- 3 大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定による公告をした日  
平成30年5月14日
- 4 意見の概要
  - ・騒音や防犯など生活環境悪化と青少年健全育成の観点から、9時頃に開店、21時頃には閉店すること。
  - ・交通渋滞の懸念と安全確保のため、西側出入口の右折入庫を見直すこと。
  - ・子どもの登校・下校時間帯や混雑時には、駐車場出入口に警備員を常駐させること。
  - ・夜間に暴走族や青少年が駐車場や店内にたむろしないよう、対策を講じること。
  - ・「彩都西まちづくり憲章」の趣旨や内容に沿った店舗運営をすること。
  - ・開店後に24時間営業に変更することが懸念されるため、「彩都西小学校区まちづくり推進協議会」と「事業者」とで「法的拘束力を伴う協定書」を締結すること。
  - ・住民との信頼関係が構築されるまでは、出店を取りやめること。
- 5 意見の縦覧の期間及び場所
  - (1)縦覧の期間  
平成30年9月25日～同年30年10月25日
  - (2)縦覧の場所  
茨木市駅前三丁目8番13号  
茨木市産業環境部商工労政課 本館7階

平成30年9月25日

茨木市長 福岡洋一